

勸 告	説明図表番号
<p>(2) 職業訓練の適正かつ効果的な実施</p> <p>職業訓練は、受刑者に対して、職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させるものであり、次の三つの方法により実施されている（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号。以下「刑事収容施設法」という。）第 94 条第 2 項及び受刑者等の作業に関する訓令（平成 18 年 5 月 23 日付け法務省矯成訓第 3327 号。以下「作業訓令」という。）第 9 条）。</p> <p>① 全国の刑務所から訓練生を受け入れて行う「総合訓練」</p> <p>② 主に矯正管区管内の刑務所から訓練生を受け入れて行う「集合訓練」</p> <p>③ 自所に収容している受刑者を訓練生として行う「自庁訓練」</p> <p>刑務所は、受刑者に対して、訓練生の募集を行い、応募者の中から訓練生の選定基準を満たす者を選定している（作業訓令第 11 条）。</p> <p>また、総合訓練及び集合訓練の場合、訓練生が選定されるまでの手続は、おおむね次のとおりである。</p> <p>① 訓練を実施する刑務所が、他の刑務所に対し、訓練生の候補者の選定を要請する。</p> <p>② 要請を受けた刑務所が、訓練を実施する刑務所が定める訓練生の選定基準を満たす者を候補者として推薦する。</p> <p>③ 訓練を実施する刑務所が候補者を審査し、訓練生を選定する。</p> <p>なお、法務省では、行政事業レビュー公開プロセス（平成 25 年 6 月）において、「職業訓練が再犯防止に効果があるとの検証を行うこと、社会ニーズに合ったものに変更していくこと」等の指摘を受けたことから、今後、当該指摘への対応に取り組むこととしている。</p> <p>法務省は、平成 24 年度において、62 刑務所（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づく P F I 手法により運営されている 4 刑務所を除く。）で 32 種目の職業訓練を実施している。平成 24 年度においては、当該職業訓練の定員は 4,789 人であるが、受刑者 5 万 9,988 人（一日平均収容人員）（注）に対し、僅か 8.0%にすぎない。さらに、当該定員 4,789 人に対して実際の受講者数は 3,248 人であり、定員充足率は約 7 割（67.8%）にとどまっているため、受刑者 5 万 9,988 人に対する実際の受講率は、僅か 5.4%となっている。</p> <p>（注） 一日平均収容人員とは、日々収容されている受刑者の年間における累計を年間日数で除したものである。</p> <p>今回、20 刑務所における平成 22 年度から 24 年度までの職業訓練の実施状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>平成 22 年度から 24 年度まで 3 年間継続して実施されている職業訓練は、101 科目であるが、このうち定員充足率が 3 年連続して 7 割未満と低調なものは、自庁訓練では 42 科目中 13 科目、集合訓練では 45 科目中 12 科目、総合訓練では 14 科目中 5 科目となっている。定員充足率が低調である理由について、訓練を実施する刑務所では、訓練生の選定基準に合致しない者が多いことなどを挙げているが、具体的な原因分析や</p>	<p>表 1-(2)-①</p> <p>表 1-(2)-① (再掲)</p> <p>表 1-(2)-②</p> <p>表 1-(2)-③</p> <p>表 1-(2)-④</p> <p>表 1-(2)-⑤</p>

<p>定員を充足させる取組等が十分に行われていない状況がみられた。</p> <p>また、定員充足率が低調である総合訓練及び集合訓練の中には、次のとおり、訓練を実施する刑務所における訓練生の選定が適切でないものがみられた。</p> <p>① 訓練を実施する刑務所が、訓練生の選定基準には明記されていない基準を選定の際に加え、候補者を不採用にしているもの（1刑務所2科目）</p> <p>② 訓練生の選定の際に、訓練を実施する刑務所が、訓練生を推薦した刑務所と協議することとはなっていないため、外形的な書類審査だけで訓練生を選定していることなどから、訓練生に選定される可能性がある候補者を不採用にしているもの（2刑務所2科目）</p> <p>一方で、総合訓練又は集合訓練の訓練を実施する刑務所が、推薦された候補者の全てを訓練生として選定している例もみられた（2刑務所5科目）。これらの科目は、平成22年度から24年度まで3年連続して定員充足率が85%以上となっているものがあるなど定員充足率が高くなっている。</p> <p>なお、訓練を実施する刑務所は、候補者を不採用にした場合、推薦した刑務所に対して不採用の理由を伝えることにはなっていない。このため、推薦した刑務所は、選定基準のどの要件に合致せず不採用となったのかの理由を十分には把握できず、今後も同様の推薦を繰り返す蓋然性が高い。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、法務省は、職業訓練を適正かつ効果的に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 定員充足率が低調である職業訓練科目については、その原因を的確に把握・分析し、訓練科目や定員の見直しなど、所要の措置を適切に講ずること。</p> <p>② 総合訓練及び集合訓練を実施する刑務所は、訓練生候補者を推薦する刑務所との間で選定基準を適切に共有するとともに、訓練生の選定に際しては、書類審査に加え、必要に応じて実施刑務所と推薦刑務所との間で協議する仕組みを講ずること。</p> <p>また、総合訓練及び集合訓練を実施する刑務所が、訓練生候補者を不採用にした場合、推薦した刑務所に対し、その理由を教示し、業務の効率化を図ること。</p>	<p>表1-(2)-⑥</p> <p>表1-(2)-⑦</p> <p>表1-(2)-⑧</p>
---	---

表1-(2)-① 職業訓練に関する規程（抜粋）

○ 刑事収容施設法（平成17年法律第50号）

（作業の実施）

第94条 作業は、できる限り、受刑者の勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させるように実施するものとする。

- 2 受刑者に職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させる必要がある場合において、相当と認めるときは、これらを目的とする訓練を作業として実施する。

○ 作業訓令（平成18年5月23日付け法務省矯成訓第3327号）

（職業訓練の方法）

第9条 職業訓練の方法は、次のとおりとする。

- (1) 総合訓練（刑事施設に現に収容されている受刑者に加え、当該刑事施設以外の刑事施設に収容されていた受刑者を移送により受け入れて行う専門職業訓練をいう。以下同じ。）
 - (2) 集合訓練（刑事施設に現に収容されている受刑者に加え、主として、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の管轄区域内にある他の刑事施設（以下この条において「管内他施設」という。）に収容されていた受刑者を移送により受け入れて行う職業訓練をいう。以下同じ。）
 - (3) 自庁訓練（刑事施設に現に収容されている受刑者に対し行う職業訓練をいう。以下同じ。）
- 2 総合訓練を行う刑事施設（以下この条において「総合訓練施設」という。）は、矯正局長が指定する。
- 3 総合訓練施設の長は、総合訓練を行う受刑者（以下この条において「総合訓練生」という。）を選定する場合には、他の刑事施設の長に対し、総合訓練生の候補者の選定を要請するものとする。
- 4 集合訓練を行う刑事施設（以下この条において「集合訓練施設」という。）の長は、集合訓練を行う受刑者（以下この条において「集合訓練生」という。）を選定する場合には、管内他施設の長に対し、集合訓練生の候補者の選定を要請するものとする。ただし、集合訓練生を確保するため必要があると認めるときは、管内他施設以外の刑事施設の長に対し、集合訓練生の候補者の選定を要請することができる。
- 5 前2項の要請を受けた刑事施設の長は、総合訓練生又は集合訓練生の候補者がいるときは、これを通知するものとする。
- 6 集合訓練施設の長は、管内他施設以外の刑事施設に収容されている受刑者を集合訓練生に選定する場合には、当該受刑者が収容されている刑事施設の長と協議するものとする。

（訓練生の選定基準）

第11条 刑事施設の長は、次の各号のいずれにも該当する受刑者の中から職業訓練を受ける者（以下「訓練生」という。）を選定するものとする。

- (1) 職業訓練を受けることを希望していること。
- (2) 残刑期が職業訓練に必要な期間を超えていること。
- (3) 職業訓練に堪えられる健康状態にあること。
- (4) 受刑態度が良好であり、改善更生の意欲が高いと認められること。
- (5) 適性検査の結果、職業訓練に必要な適性があると認められること。
- (6) 受験しようとする免許又は資格の受験資格を有していること（専門職業訓練を行う者に限る。）。

（注）下線は当省が付した。

表 1-(2)-② 法務省行政事業レビュー公開プロセス（平成 25 年 6 月）の取りまとめ結果（抜粋）

事業名	評価結果	取りまとめコメント
受刑者就労支援体制等の充実	事業内容の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練の効果の調査方法を検討して、再犯防止に効果があるとの検証を実施していくべきである。 ・職業訓練の種目が建設関連に偏っている傾向があるなど、今後、社会のニーズに合ったものに変更していくべきである。 ・この事業の目標設定を更に明確にすべきである。

（注）法務省の資料による。

表 1-(2)-③ 平成 22 年度から 24 年度までにおける職業訓練の実施刑務所数、種目数、定員、受講者数及び受刑者の一日平均収容人員の推移

（単位：庁、種目、人、%）

年度	平成 22	23	24
実施刑務所数	59	60	62
種目数	30	31	32
定員 (①)	4,071	4,559	4,789
受講者数 (②)	2,616	3,101	3,248
定員充足率 (②/①)	64.3	68.0	67.8
受刑者の一日平均収容人員 (③)	64,998	62,432	59,988
受刑者の一日平均収容人員に対する定員の割合 (①/③)	6.3	7.3	8.0
受刑者の一日平均収容人員に対する受講者数の割合 (②/③)	4.0	5.0	5.4

（注）1 法務省の資料を基に当省が作成した。

2 職業訓練の実施刑務所数、種目数、定員及び受講者数は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づく P F I 手法により運営されている 4 刑務所を除いている。

3 「受刑者の一日平均収容人員」とは、日々収容されている受刑者の年間における累計を年間日数で除したものである。

表 1-(2)-④ 定員充足率が平成 22 年度から 24 年度までの 3 年連続して 7 割未満と低調な職業訓練科目

(単位:人、%)

訓練方法	調査対象 刑務所名	訓練科目名	平成 22 年度			23 年度			24 年度		
			定員	受講者数	定員充足率	定員	受講者数	定員充足率	定員	受講者数	定員充足率
自庁訓練	札幌刑務所	建築塗装科	10	1	10.0	20	4	20.0	20	4	20.0
		建設機械科	5	2	40.0	5	2	40.0	5	3	60.0
		溶接科	20	7	35.0	20	4	20.0	20	4	20.0
		CAD 技術科	20	5	25.0	20	7	35.0	20	10	50.0
	宮城刑務所	工芸科窯業課程	30	4	13.3	30	0	0	10	2	20.0
	青森刑務所	工芸科(木工)	16	3	18.8	16	5	31.3	16	6	37.5
		建築塗装訓練	20	4	20.0	20	4	20.0	20	6	30.0
	山形刑務所	革工芸科	10	5	50.0	10	4	40.0	10	3	30.0
	府中刑務所	情報処理技術科(端末操作基礎課程)	5	3	60.0	16	7	43.8	16	8	50.0
	福井刑務所	ホームヘルパー科	10	3	30.0	10	4	40.0	10	4	40.0
	松山刑務所	農業園芸科	10	6	60.0	10	6	60.0	5	3	60.0
		フォークリフト運転科	30	19	63.3	30	16	53.3	30	19	63.3
鹿児島刑務所	溶接科	21	7	33.3	21	4	19.0	21	9	42.9	
集合訓練	札幌刑務所	内装施工科	5	3	60.0	10	5	50.0	10	5	50.0
	府中刑務所	自動車整備科(2級)	10	3	30.0	10	1	10.0	10	2	20.0
		自動車整備科(3級)	10	5	50.0	10	6	60.0	10	3	30.0
		自動車整備科(板金塗装)	10	1	10.0	10	2	20.0	10	3	30.0
	黒羽刑務所	クリーニング科	25	7	28.0	50	15	30.0	50	6	12.0
		環境整備科	15	5	33.3	15	3	20.0	15	6	40.0
		農業園芸科(農業課程)	15	10	66.7	15	7	46.7	15	6	40.0
	三重刑務所	ビルハウスクリーニング科	20	10	50.0	20	6	30.0	20	5	25.0
	福井刑務所	内装施工科	20	7	35.0	20	5	25.0	20	3	15.0
	鹿児島刑務所	建設機械科	30	14	46.7	30	12	40.0	30	5	16.7
測量科		10	6	60.0	10	3	30.0	10	2	20.0	
農業園芸科		15	5	33.3	15	2	13.3	15	2	13.3	
総合訓練	山形刑務所	溶接科	20	8	40.0	20	3	15.0	20	3	15.0
		数値制御機械科	12	4	33.3	12	1	8.3	12	4	33.3
	福井刑務所	溶接科	20	4	20.0	20	7	35.0	20	6	30.0
		電気通信設備科	20	6	30.0	20	7	35.0	20	7	35.0
		配管科	10	4	40.0	—	—	—	10	3	30.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、調査した 20 刑務所において平成 22 年度から 24 年度まで 3 年間継続して実施されている職業訓練科目 101 科目うち、定員充足率が 3 年連続して 7 割未満と低調である自庁訓

練 42 科目中 13 科目、集合訓練 45 科目中 12 科目及び総合訓練 14 科目中 5 科目を記載している。

- 3 訓練科目を年度内に複数回実施している場合、定員及び受講者数はこれらの合計である。
- 4 宮城刑務所が自庁訓練として実施している「工芸科窯業課程」は、精神疾患を有する受刑者に対して、窯業製品の製作を通じた治療的作業を行わせることにより、社会適応能力の回復を目的とするものである。
- 5 府中刑務所が自庁訓練として実施している「情報処理技術科（端末操作基礎課程）」は、平成 23 年度までは「OA 実務科」として実施していたものである。
- 6 福井刑務所が総合訓練として実施している「配管科」は、平成 23 年度は、応募者が確保できなかったため開講を見送っている。

表 1-(2)-⑤ 定員充足率が低調である職業訓練科目について、具体的な原因分析や定員を充足させる取組等が十分に行われていない例

調査対象 刑務所名	内 容																																																														
札幌刑務所	<p>札幌刑務所が自庁訓練として実施している溶接科は、下表のとおり、平成 23 年度及び 24 年度の 2 年連続して訓練生候補者の応募者数が訓練科目の定員を下回っており、定員充足率は、いずれの年度も 20.0%となっている。同様に自庁訓練として実施している建築塗装科は、下表のとおり、平成 24 年度には訓練生候補者の応募者数が訓練科目の定員を下回っており、定員充足率は 20.0%となっている。</p> <p>しかし、同刑務所では、訓練生候補者の応募者が訓練科目の定員を複数年度下回っていることについて具体的な原因分析や定員を充足させる取組を行っていない。</p> <p>表 平成 22 年度から 24 年度までの溶接科及び建築塗装科の定員、受講者数、定員充足率及び応募者数の推移</p> <p style="text-align: right;">(単位：人、%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">訓練科目名</th> <th colspan="4">平成 22 年度</th> <th colspan="4">23 年度</th> <th colspan="4">24 年度</th> </tr> <tr> <th>定員</th> <th>受講者数</th> <th>定員充足率</th> <th>応募者数</th> <th>定員</th> <th>受講者数</th> <th>定員充足率</th> <th>応募者数</th> <th>定員</th> <th>受講者数</th> <th>定員充足率</th> <th>応募者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶接科</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">35.0</td> <td style="text-align: center;">21 (7)</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">20.0</td> <td style="text-align: center;">17 (4)</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">20.0</td> <td style="text-align: center;">12 (4)</td> </tr> <tr> <td>建築塗装科</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">10.0</td> <td style="text-align: center;">17 (1)</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">20.0</td> <td style="text-align: center;">26 (4)</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">20.0</td> <td style="text-align: center;">12 (4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「応募者数」欄の () 内は、訓練生に選定された者の数である。 2 建築塗装科は平成 23 年度から年 2 回 (1 回当たり定員 10 人) 実施している。</p>												訓練科目名	平成 22 年度				23 年度				24 年度				定員	受講者数	定員充足率	応募者数	定員	受講者数	定員充足率	応募者数	定員	受講者数	定員充足率	応募者数	溶接科	20	7	35.0	21 (7)	20	4	20.0	17 (4)	20	4	20.0	12 (4)	建築塗装科	10	1	10.0	17 (1)	20	4	20.0	26 (4)	20	4	20.0	12 (4)
訓練科目名	平成 22 年度				23 年度				24 年度																																																						
	定員	受講者数	定員充足率	応募者数	定員	受講者数	定員充足率	応募者数	定員	受講者数	定員充足率	応募者数																																																			
溶接科	20	7	35.0	21 (7)	20	4	20.0	17 (4)	20	4	20.0	12 (4)																																																			
建築塗装科	10	1	10.0	17 (1)	20	4	20.0	26 (4)	20	4	20.0	12 (4)																																																			
山形刑務所	<p>山形刑務所では、山形県内になめし革を扱う企業及び講師を依頼できる工房が所在していたことから、革工芸の技能習得及び就労の確保を図ることを目的として、平成 16 年 10 月に自庁訓練として革工芸科を開講している。</p> <p>革工芸科の前期実施分と後期実施分を合わせた定員充足率は、下表のとおり、平成 22 年度は 50.0%であったが、24 年度には 30.0%と年々低下している。特に、前期実施分については、平成 23 年度及び 24 年度の 2 年連続して受講者が全くない。</p> <p>同刑務所では、上記企業とは現在も刑務作業の取引を継続しており、訓練科目自体の廃止は行わず、自庁訓練として維持する必要があるとしているが、定員充足率が低調であることについて具体的な原因分析や定員を充足させる取組は行っていない。</p>																																																														

表 平成 22 年度から 24 年度までの革工芸科の定員、受講者数及び定員充足率の推移

(単位：人、%)

訓練科目名	平成 22 年度			23 年度			24 年度		
	定員	受講者数	定員充足率	定員	受講者数	定員充足率	定員	受講者数	定員充足率
革工芸科（前期実施分）	5	4	80.0	5	0	0	5	0	0
革工芸科（後期実施分）	5	1	20.0	5	4	80.0	5	3	60.0
計	10	5	50.0	10	4	40.0	10	3	30.0

福井刑務所

福井刑務所が集合訓練として実施している内装施工科は、表 1 のとおり、平成 22 年度から 24 年度までの 3 年連続して訓練生候補者の応募者数が訓練科目の定員を下回っており、定員充足率は、平成 22 年度は 35.0%であるが、24 年度には 15.0%と年々低下している。

同刑務所では、収容者が約 300 人と他の刑務所と比較して少なく、A 指標受刑者（注）の場合、出所後安易に就職できると考えている者も多いことから、訓練生候補者を確保しにくいとしているが、具体的な原因分析や定員を充足させる取組は行われていない。

（注）1 受刑者の集団編成に関する訓令（平成 18 年法務省矯成訓第 3314 号）第 4 条の規定に基づき、犯罪傾向の進んでいない受刑者は、符号「A」の指標が指定され、「A 指標受刑者」と称されている。

2 福井刑務所は、A 指標受刑者を主として収容する刑務所である。

表 1 平成 22 年度から 24 年度までの内装施工科の定員、受講者数、定員充足率及び応募者数の推移

(単位：人、%)

訓練科目名	平成 22 年度				23 年度				24 年度						
	定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数	
				他庁	自庁				他庁	自庁				他庁	自庁
内装施工科	20	7	35.0	6 (6)	6 (2)	20	5	25.0	3 (3)	4 (2)	20	3	15.0	4 (3)	4 (0)

（注）1 「応募者数」欄の（ ）内は、他庁又は自庁の訓練生候補者のうち訓練生に選定された者の数である。

2 平成 22 年度は、訓練生に選定された後に受講が取り消された者が 1 人いるため、訓練生数と受講者数は一致しない。

また、同刑務所が総合訓練として実施している配管科は、表 2 のとおり、平成 23 年度は、応募者を確保することができずに開講を見送っており、その後 24 年度も、定員充足率が 30.0%と低い状況である。

表2 平成22年度から24年度までの配管科の定員、受講者数、定員充足率の推移
(単位：人、%)

訓練科目名	平成22年度			23年度			24年度		
	定員	受講者数	定員充足率	定員	受講者数	定員充足率	定員	受講者数	定員充足率
配管科	10	4	40.0	—	—	—	10	3	30.0

(注) 当省の調査結果による。

表1-(2)-⑥ 訓練を実施する刑務所が、訓練生の選定基準には明記されていない基準を選定の際に加え、候補者を不採用にしている例

調査対象 刑務所名	内 容																																																																																		
鹿児島刑務所	<p>鹿児島刑務所が集合訓練として実施している建設機械科は、表1のとおり、定員充足率が低下傾向にあり、平成24年度は16.7%となっている。同じく、農業園芸科は、平成23年度及び24年度はいずれも13.3%となっている。同刑務所は、他の刑務所から建設機械科の訓練生候補者として平成22年度から24年度までの3年間で計45人の推薦を受けているが、このうち35人(77.8%)を不採用にしている。同じく、農業園芸科については、計13人の推薦を受けているが、このうち9人(69.2%)を不採用にしている。</p> <p>建設機械科及び農業園芸科は、準開放型として刑務所の外で訓練を行うため、表2のとおり、より厳しい訓練生の選定基準となっているが、さらに、鹿児島刑務所では、保安上の理由から訓練生候補者の出身地、過去の暴力団加入歴、過去の懲罰歴など選定基準には明記されていない基準も加え訓練生を選定しているとしている。</p> <p>表1 平成22年度から24年度までの建設機械科及び農業園芸科の定員、受講者数、定員充足率及び応募者数の推移 (単位：人、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">訓練科目名</th> <th colspan="5">平成22年度</th> <th colspan="5">23年度</th> <th colspan="5">24年度</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">定員</th> <th rowspan="2">受講者数</th> <th rowspan="2">定員充足率</th> <th colspan="2">応募者数</th> <th rowspan="2">定員</th> <th rowspan="2">受講者数</th> <th rowspan="2">定員充足率</th> <th colspan="2">応募者数</th> <th rowspan="2">定員</th> <th rowspan="2">受講者数</th> <th rowspan="2">定員充足率</th> <th colspan="2">応募者数</th> </tr> <tr> <th>他庁</th> <th>自庁</th> <th>他庁</th> <th>自庁</th> <th>他庁</th> <th>自庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設機械科</td> <td>30</td> <td>14</td> <td>46.7</td> <td>13 (5)</td> <td>27 (9)</td> <td>30</td> <td>12</td> <td>40.0</td> <td>13 (5)</td> <td>20 (7)</td> <td>30</td> <td>5</td> <td>16.7</td> <td>19 (0)</td> <td>24 (5)</td> </tr> <tr> <td>農業園芸科</td> <td>15</td> <td>5</td> <td>33.3</td> <td>6 (3)</td> <td>12 (2)</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>13.3</td> <td>5 (1)</td> <td>6 (1)</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>13.3</td> <td>2 (0)</td> <td>11 (2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「応募者数」欄の()内は、他庁又は自庁の訓練生候補者のうち訓練生に選定された者の数である。</p>														訓練科目名	平成22年度					23年度					24年度					定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		他庁	自庁	他庁	自庁	他庁	自庁	建設機械科	30	14	46.7	13 (5)	27 (9)	30	12	40.0	13 (5)	20 (7)	30	5	16.7	19 (0)	24 (5)	農業園芸科	15	5	33.3	6 (3)	12 (2)	15	2	13.3	5 (1)	6 (1)	15	2	13.3	2 (0)	11 (2)
訓練科目名	平成22年度					23年度					24年度																																																																								
	定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数																																																																					
				他庁	自庁				他庁	自庁				他庁	自庁																																																																				
建設機械科	30	14	46.7	13 (5)	27 (9)	30	12	40.0	13 (5)	20 (7)	30	5	16.7	19 (0)	24 (5)																																																																				
農業園芸科	15	5	33.3	6 (3)	12 (2)	15	2	13.3	5 (1)	6 (1)	15	2	13.3	2 (0)	11 (2)																																																																				

表2 建設機械科及び農業園芸科の訓練生の選定基準

訓練科目名	選定基準
建設機械科	<p>① 属性・犯罪の傾向の進度がB（ただし、「m」又は「p」が付加されていない者）（注）</p> <p>② 職業訓練において取得した資格をもって釈放後の生計に役立てる意志を有する者</p> <p>③ CAPAS能力検査のIQ相当値が概ね85以上の者</p> <p>④ 本訓練終了後は、引き続き鹿児島刑務所農場区（構外）において処遇を行うこととなるので、次の農場区出業者選考基準に適合する者</p> <p>i) 訓練開始時において、残刑期が10月以上3年未満の者</p> <p>ii) 行状及び作業成績が良好な者で、かつ、農場区就業の意欲がある者</p> <p>iii) 農場区就業上、身体的な問題がない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体力及び労務能力が普通以上と認められる者 ・指詰、その他身体的障害により機械の操作、車両の運転に支障がない者 <p>iv) 精神的に異常がなく、かつ性格に著しい偏りが認められない者</p> <p>v) 保安上、処遇上特段の配慮を要しない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営利目的として常習的に麻薬、覚せい剤を取り扱ったことがない者、又はその疑いのない者 ・殺人、強盗、放火等凶悪な犯罪性を有しない者 ・強姦、わいせつ行為等性犯罪の常習者でない者 ・その他、危険、粗暴な行動傾向を有しない者 <p>vi) 暴力団に所属していない者</p> <p>vii) 仮釈放の見込みがあり、引受人がなくても更生保護施設への帰住見込みのある者</p> <p>viii) 逃走のおそれがない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逃走歴又は逃走未遂歴のない者 ・鹿児島刑務所周辺の地理に通じていない者 <p>⑤ 訓練受講希望者の免許等の条件について</p> <p>自動車運転免許証の未取得者は受講できるが、免許証の既得者は、次の条件を満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練期間中有効な自動車運転免許証を有し、訓練開始日に提示（領置中であれば可）できる者 ・大型特殊自動車運転免許証、車両系建設機械運転技能講習修了証及びフォークリフト運転技能講習の資格のいずれも有していない者 ・免許の欠格期間を経過した者は、平成〇年〇月〇日以降、取消処分者講習を受講していること ・自動車運転免許証の特定失効者については、鹿児島刑務所の更新手続が、〇月に予定されているので除外する。なお、自動車運転免許未取得者は、訓練編入後、大型特殊自動車運転免許試験の適性、学科及び技能の全てを受験する必要がある。 <p>⑥ 視力等</p> <p>i) 矯正視力が両眼で0.7以上、かつ、片眼でそれぞれ0.3以上あること</p> <p>ii) 赤色、青色及び黄色の識別ができること</p> <p>⑦ 大型特殊自動車運転免許の受験回数について</p> <p>i) 大型特殊自動車運転免許の受験回数は2回以内とし、2回目の受験に不合格であった場合は同訓練から除外する。なお、費用については、1回目を刑務所作業費で負担し、2回目は自費となるので、受験費用の負担能力のあること。</p> <p>ii) 技能講習受講は、当該訓練で大型特殊自動車運転免許を取得することが条件となるので注意すること。</p>
農業園芸科	<p>① 属性及び犯罪傾向の進度がBの者（ただし、「m」又は「p」が付加されていない者）（注）</p> <p>② 訓練開始時において1年6月以上の残刑期を有している者</p> <p>③ 学校教育法による中学校卒業生、又はこれと同等以上の学力を有すると認められ、概ねIQ80以上（あるいは職業能力としてこれと同等以上の能力）を有すると認められる者</p> <p>④ 受刑態度が良好であって、改善更生の意欲が高いと認められる者</p> <p>⑤ 研磨・切削作業等の機械操作ができる体力を有し、概ね50歳未満の者</p> <p>⑥ 両眼合わせて矯正視力が0.7以上で、赤色、青色及び黄色の識別ができる者</p> <p>⑦ 聴力、視力、運動機能に障害がなく、四肢が正常で健康な者及び腰痛、アレルギー（喘息や漆・草まけ等の皮膚疾患等）、高所恐怖症の症状がない者</p>

	<p>⑧ 釈放後、本訓練により習得した知識・技能を生かして生計を立てようとする 強固な意志を有する者</p> <p>⑨ 本訓練終了後は、引き続き鹿児島刑務所農場区（構外）において処遇を行う こととなるので、次の農場区出業者選定基準に適合する者</p> <p>i) 訓練開始時において、残刑期が3年未満の者</p> <p>ii) 行状及び作業成績が良好な者で、かつ、農場区就業の意欲がある者</p> <p>iii) 農場区就業上、身体的な問題がない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体力及び労務能力が普通以上と認められる者 ・指詰、その他身体的障害により機械の操作、車両の運転に支障がない者 <p>iv) 精神に異常がなく、かつ性格に著しい偏りが認められない者</p> <p>v) 保安上、処遇上特段の配慮を有しない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営利目的として常習的に麻薬、覚せい剤を取り扱ったことがない者、又はその疑いが無い者 ・殺人、強盗、放火等凶悪な犯罪性を有しない者 ・強姦、わいせつ行為等性犯罪の常習者でない者 ・その他、危険、粗暴な行動傾向を有しない者 <p>vi) 暴力団に所属していない者</p> <p>vii) 仮釈放の見込みがあり、引受人がなくても更生保護施設への帰住見込みのある者</p> <p>viii) 逃走のおそれがない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逃走歴又は逃走未遂歴のない者 ・鹿児島刑務所周辺の地理に通じていない者 <p>(注) 符号「m」は精神医療のために医療を主として行う刑事施設等に収容する必要はないが、精神医療上の配慮を要する者、符号「p」は身体医療のために医療を主として行う刑事施設等に収容する必要はないが、身体医療上の配慮を有する者である（「受刑者の集団編成に関する訓練の運用について」（平成18年5月23日付け法務省矯成第3315号法務省矯正局長依命通達）の7）。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

表1-(2)-⑦ 訓練生の選定の際に、訓練を実施する刑務所が、訓練生を推薦した刑務所と協議することとはなっていないため、外形的な書類審査だけで訓練生を選定していることなどから、訓練生に選定される可能性がある候補者を不採用にしている例

調査対象 刑務所名	内 容																																																																				
府中刑務所	<p>府中刑務所が集合訓練として実施している自動車整備科（板金塗装）は、表1のとおり、平成22年度から24年度までの3年連続して定員充足率が30%以下と低調となっている。同刑務所は、他の刑務所から訓練生候補者として3年間で計6人の推薦を受けているが、うち4人（66.7%）を表2の訓練生の選定基準を満たしていないとして不採用にしている。</p> <p>府中刑務所は、他の刑務所が推薦した訓練生候補者は、訓練生候補者名簿及び当該訓練生候補者の処遇調査票（注）の写しを基に書類審査により訓練生の選定を行っているとしている。</p> <p>（注）処遇調査票とは、受刑者の心身の状況、犯罪傾向、保安上の留意事項等や矯正処遇の実施経過等を記録したものである（「受刑者の処遇調査に関する訓令の運用について」（平成18年5月23日付け法務省矯正訓第3309号法務省矯正局長依命通達）の5）。</p> <p>表1 平成22年度から24年度までの自動車整備科（板金塗装）の定員、受講者数、定員充足率及び応募者数の推移</p> <p style="text-align: right;">（単位：人、％）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">訓練科 目名</th> <th colspan="5">平成22年度</th> <th colspan="5">23年度</th> <th colspan="5">24年度</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">定員</th> <th rowspan="2">受講者数</th> <th rowspan="2">定員充足率</th> <th colspan="2">応募者数</th> <th rowspan="2">定員</th> <th rowspan="2">受講者数</th> <th rowspan="2">定員充足率</th> <th colspan="2">応募者数</th> <th rowspan="2">定員</th> <th rowspan="2">受講者数</th> <th rowspan="2">定員充足率</th> <th colspan="2">応募者数</th> </tr> <tr> <th>他庁</th> <th>自庁</th> <th>他庁</th> <th>自庁</th> <th>他庁</th> <th>自庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車整備科 （板金塗装）</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>10.0</td> <td>2 (1)</td> <td>11 (0)</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>20.0</td> <td>2 (0)</td> <td>19 (2)</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>30.0</td> <td>2 (1)</td> <td>14 (3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1 「応募者数」欄の（ ）内は、他庁又は自庁の訓練生候補者のうち訓練生に選定された者の数である。</p> <p>2 平成24年度は、訓練生に選定された後に受講が取り消された者が1人いるため、訓練生数と受講者数は一致しない。</p> <p>表2 自動車整備科（板金塗装）の訓練生の選定基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>処遇指標がB（注）の受刑者のうち、受刑者等の作業に関する訓令第11条の選定基準に該当し、かつ、以下の基準に該当するもの。</p> <p>ア 訓練期間中に仮釈放の見込みがない者</p> <p>イ 中学校卒業程度以上の学力がある者</p> <p>ウ 視力（矯正視力も可であるが色つき眼鏡不可）が両眼で0.5以上、色彩識別能力を有する者で聴力及び運動に障害がなく、四肢が正常で健康な者及び腰痛、アレルギー（喘息等）のない者</p> <p>エ <u>暴力団組織に所属しない者又は暴力団離脱援護措置が終了している者</u></p> <p>オ <u>シンナーの依存傾向のない者</u></p> <p>カ <u>募集時点において、おおむね6か月以上 向精神薬等（訓練に支障のある薬）を服用していない者</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1 下線は当省が付した。</p> <p>2 受刑者の集団編成に関する訓令第4条の規定に基づき、犯罪傾向の進んでいる受刑者は、符号「B」の指標が指定されている。</p>														訓練科 目名	平成22年度					23年度					24年度					定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		他庁	自庁	他庁	自庁	他庁	自庁	自動車整備科 （板金塗装）	10	1	10.0	2 (1)	11 (0)	10	2	20.0	2 (0)	19 (2)	10	3	30.0	2 (1)	14 (3)	内 容	<p>処遇指標がB（注）の受刑者のうち、受刑者等の作業に関する訓令第11条の選定基準に該当し、かつ、以下の基準に該当するもの。</p> <p>ア 訓練期間中に仮釈放の見込みがない者</p> <p>イ 中学校卒業程度以上の学力がある者</p> <p>ウ 視力（矯正視力も可であるが色つき眼鏡不可）が両眼で0.5以上、色彩識別能力を有する者で聴力及び運動に障害がなく、四肢が正常で健康な者及び腰痛、アレルギー（喘息等）のない者</p> <p>エ <u>暴力団組織に所属しない者又は暴力団離脱援護措置が終了している者</u></p> <p>オ <u>シンナーの依存傾向のない者</u></p> <p>カ <u>募集時点において、おおむね6か月以上 向精神薬等（訓練に支障のある薬）を服用していない者</u></p>
訓練科 目名	平成22年度					23年度					24年度																																																										
	定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数																																																							
				他庁	自庁				他庁	自庁				他庁	自庁																																																						
自動車整備科 （板金塗装）	10	1	10.0	2 (1)	11 (0)	10	2	20.0	2 (0)	19 (2)	10	3	30.0	2 (1)	14 (3)																																																						
内 容																																																																					
<p>処遇指標がB（注）の受刑者のうち、受刑者等の作業に関する訓令第11条の選定基準に該当し、かつ、以下の基準に該当するもの。</p> <p>ア 訓練期間中に仮釈放の見込みがない者</p> <p>イ 中学校卒業程度以上の学力がある者</p> <p>ウ 視力（矯正視力も可であるが色つき眼鏡不可）が両眼で0.5以上、色彩識別能力を有する者で聴力及び運動に障害がなく、四肢が正常で健康な者及び腰痛、アレルギー（喘息等）のない者</p> <p>エ <u>暴力団組織に所属しない者又は暴力団離脱援護措置が終了している者</u></p> <p>オ <u>シンナーの依存傾向のない者</u></p> <p>カ <u>募集時点において、おおむね6か月以上 向精神薬等（訓練に支障のある薬）を服用していない者</u></p>																																																																					

しかし、当省が、不採用にされた4人について、府中刑務所が選定基準を満たしていないと判断した理由及び推薦した刑務所が選定基準を満たしていると判断した理由を調査したところ、表3のとおり、双方の理由は異なっている状況がみられた。

推薦した刑務所は、訓練生候補者と日常的に接しており、その者の心身等の状況を把握し、訓練生候補者として適切かどうかを理解していると考えられることから、訓練を実施する刑務所が推薦した刑務所と協議せず、外形的な書類審査だけで選定基準を満たしていないと判断することは不十分と考えられる。

表3 府中刑務所が訓練生候補者について選定基準を満たしていないと判断した理由等

訓練科目名	訓練生候補者(記号)	府中刑務所が選定基準を満たしていないと判断とした理由	推薦した刑務所が選定基準を満たしていると判断した理由
自動車整備科(板金塗装)	A	シンナー吸引歴があるため。	長期間シンナー吸引歴がなく、依存傾向はないと判断したため。
	B	不眠薬を投薬しているため。	不眠薬の程度が軽く改善していると判断したため。
	C	暴力団関係者と判断したため。	警察から暴力団離脱承認書を受領しており、暴力団関係者ではないため。
	D	①アレルギー(喘息等)を有すると判断したため。 ②訓練修了後に取得できる資格を既に取得しているため。	①喘息発作がなく軽度と判断したため。 ②訓練修了後に取得できる資格の一部を取得しているが、その他は未取得であり、応募が可能と判断したため。

札幌刑務所

札幌刑務所が集合訓練として実施している内装施工科は、表1のとおり、平成22年度から24年度までの3年連続して定員充足率が60.0%以下と低調となっている。同刑務所は、他の刑務所から内装施工科の訓練生候補者として3年間で計17人の推薦を受けているが、このうち13人(76.5%)を表2の選定基準を満たしていないとして不採用にしている。

札幌刑務所では、他の刑務所が推薦した訓練生候補者の多くを不採用にしている理由について、訓練生の中に反則行為を起こす者がいる場合、職業訓練全体に影響があることから、当該訓練生候補者の処遇調査票等を資料として訓練生候補者を決定する処遇審査会において、出席者の協議に基づき総合的に判断し決定する仕組みとしており、外形的な書類審査であるが慎重に訓練生を選定しているためであるとしている。

表1 平成22年度から24年度までの内装施工科の定員、受講者数、定員充足率及び応募者数の推移

(単位:人、%)

訓練科目名	平成22年度				23年度				24年度						
	定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数	
				他庁	自庁				他庁	自庁				他庁	自庁
内装施工科	5	3	60.0	9 (2)	14 (1)	10	5	50.0	5 (1)	17 (4)	10	5	50.0	3 (1)	30 (4)

(注) 1 「応募者数」欄の()内は、他庁又は自庁の訓練生候補者のうち訓練生に選定された者の数である。

2 内装施工科は平成23年度から年2回実施(1回当たり定員5人)している。

表2 内装施工科の訓練生の選定基準	
内 容	
ア	職業訓練において習得した技能をもって、社会復帰後の就労を希望する者
イ	職業訓練の開始日において、当該職業訓練種目の最低限必要な訓練期間を超える 残刑期を有する者
ウ	行状が良好であって、改善更生の意欲が強固であると認められる者
エ	適性検査の実施の結果、その職業訓練に適する素質があると認められる者
オ	年齢は、おおむね60歳未満の者
カ	訓練の性質上、高所作業適格者であり、立業に耐えられる者
キ	暴力団組織に加入していない者（離脱を誓約している者も可）

(注) 当省の調査結果による。

表1-(2)-⑧ 訓練を実施する刑務所が、推薦された候補者の全てを訓練生として選定している例

調査対象 刑務所名	内 容																																																																																			
名古屋刑務所	<p>名古屋刑務所では、集合訓練として小型車両系建設機械科及び建築塗装科を実施している。</p> <p>小型車両系建設機械科は、下表のとおり、平成22年度から24年度までに他の刑務所から計8人の訓練生候補者の推薦を受けており、その全てを訓練生に選定している。同じく、建築塗装科は計9人の訓練生候補者の推薦を受けており、その全てを訓練生に選定している。</p> <p>小型車両系建設機械科は、平成22年度から24年までの3年連続して定員充足率が85%以上、建築塗装科は22年度及び24年度に定員充足率が80%以上と高い状況となっている。</p> <p>表 平成22年度から24年度までの小型車両系建設機械科及び建築塗装科の定員、受講者数、定員充足率及び応募者数の推移</p> <p style="text-align: right;">(単位：人、%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">訓練科目名</th> <th colspan="5">平成22年度</th> <th colspan="5">23年度</th> <th colspan="5">24年度</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">定員</th> <th rowspan="2">受講者数</th> <th rowspan="2">定員充足率</th> <th colspan="2">応募者数</th> <th rowspan="2">定員</th> <th rowspan="2">受講者数</th> <th rowspan="2">定員充足率</th> <th colspan="2">応募者数</th> <th rowspan="2">定員</th> <th rowspan="2">受講者数</th> <th rowspan="2">定員充足率</th> <th colspan="2">応募者数</th> </tr> <tr> <th>他庁</th> <th>自庁</th> <th>他庁</th> <th>自庁</th> <th>他庁</th> <th>自庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型車両系建設機械科</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>100</td> <td>0 (0)</td> <td>56 (20)</td> <td>20</td> <td>17</td> <td>85.0</td> <td>5 (5)</td> <td>67 (12)</td> <td>20</td> <td>18</td> <td>90.0</td> <td>3 (3)</td> <td>74 (15)</td> </tr> <tr> <td>建築塗装科</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>100</td> <td>1 (1)</td> <td>42 (19)</td> <td>20</td> <td>12</td> <td>60.0</td> <td>1 (1)</td> <td>51 (11)</td> <td>20</td> <td>16</td> <td>80.0</td> <td>7 (7)</td> <td>42 (9)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「応募者数」欄の()内は、他庁又は自庁の訓練生候補者のうち訓練生に選定された者の数である。</p>															訓練科目名	平成22年度					23年度					24年度					定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		他庁	自庁	他庁	自庁	他庁	自庁	小型車両系建設機械科	20	20	100	0 (0)	56 (20)	20	17	85.0	5 (5)	67 (12)	20	18	90.0	3 (3)	74 (15)	建築塗装科	20	20	100	1 (1)	42 (19)	20	12	60.0	1 (1)	51 (11)	20	16	80.0	7 (7)	42 (9)
訓練科目名	平成22年度					23年度					24年度																																																																									
	定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数																																																																						
				他庁	自庁				他庁	自庁				他庁	自庁																																																																					
小型車両系建設機械科	20	20	100	0 (0)	56 (20)	20	17	85.0	5 (5)	67 (12)	20	18	90.0	3 (3)	74 (15)																																																																					
建築塗装科	20	20	100	1 (1)	42 (19)	20	12	60.0	1 (1)	51 (11)	20	16	80.0	7 (7)	42 (9)																																																																					
松山刑務所	<p>松山刑務所では、総合訓練として理容科、数値制御機械科及び情報処理技術科を実施している。</p> <p>理容科は、下表のとおり、平成22年度から24年度までに他の刑務所から計7人の訓練</p>																																																																																			

生候補者の推薦を受けており、その全てを訓練生に選定している。同じく、数値制御機械科は計2人、情報処理技術科は計29人の訓練生候補者の推薦を受けており、その全てを訓練生に選定している。

数値制御機械科は、平成22年度から24年度までの3年連続して定員充足率が100%、情報処理技術科は、平成22年度及び23年度に定員充足率が95%以上、理容科は、平成22年度から24年度までの3年連続して定員充足率が70%以上と高い状況となっている。

表 平成22年度から24年度までの理容科、数値制御機械科及び情報処理技術科の定員、受講者数、定員充足率及び応募者数の推移

(単位：人、%)

訓練科目名	平成22年度					23年度					24年度				
	定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数		定員	受講者数	定員充足率	応募者数	
				他庁	自庁				他庁	自庁				他庁	自庁
理容科	10	7	70.0	2 (2)	5 (5)	10	7	70.0	1 (1)	10 (6)	8	8	100	4 (4)	4 (4)
数値制御機械科	10	10	100	1 (1)	9 (9)	10	10	100	1 (1)	9 (9)	10	10	100	0 (0)	10 (10)
情報処理技術科	20	19	95.0	8 (8)	16 (11)	20	20	100	12 (12)	20 (8)	20	13	65.0	9 (9)	17 (4)

(注) 1 「応募者数」欄の()内は、他庁又は自庁の訓練生候補者のうち訓練生に選定された者の数である。

2 理容科は平成24年度に定員数を10人から8人に変更している。

(注) 当省の調査結果による。